



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名 花月園観光株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松尾嘉之輔  
(コード番号 9674 東証第2部)  
問合せ先 総務部長 堤道雄  
(TEL 045-228-8860)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）予定

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>31</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり) (監査役の責任免除) <u>第40条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>6 章 計 算 第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算 第<u>41</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p>

以 上